

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和5年度第2回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

2 開催日時 令和5年10月25日（水）午後1時58分から午後2時55分まで

3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 1階 大広間

4 会議に出席した者

（1）委員

高橋 文一 会長、大友 正 委員、三浦 孝司 委員、吉村 英晃 委員、
木村 明子 委員、黒沼 和良 委員、鈴木 輝雄 委員

（2）事務局（長寿支援課）

課長 相原 浩子、課長補佐 千葉 雅子 課長補佐 橋崎 智広、
主幹兼包括ケア係長 高橋 ひろみ、主幹兼長寿支援係長 近藤 聡子
介護保険係長 高橋 一夫

（3）その他

なし

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議 題

- （1）美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子（案）について
- （2）高齢者福祉事業について
- （3）その他

会議の公開・非公開の別

公 開

6 傍聴者の人数

0人

7 会議資料

別紙のとおり

8 会議の概要

別紙のとおり

○事務局（相原課長） それでは、定刻よりも少し早い時間ですけれども、皆様お揃いですので、ただいまから令和5年度第2回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開催いたします。

本日ですが、森谷弓子委員、永澤もとえ委員、加藤芳郎委員、菅原知広委員、鈴木絢子委員の5人の委員の方から、ご都合により欠席すると連絡をいただいております。

なお、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例第6条第2項に規定しております過半数の委員の出席をいただいております。会議の開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

次に、次第の2、会議録署名人の選出です。

町で定めております附属機関等の設置及び運営に関する指針におきまして、附属機関等の会議について会議録を作成し公開することを規定しております。当策定委員会におきましても、事務局において会議録を作成し、ご出席いただきました委員の皆様から会議録署名人をお二人選出させていただき、内容を確認後、ご署名をいただいたうえで公開したいと思っております。

○議長（高橋文一会長） 事務局案はありますか。

○事務局（相原課長） はい。それでは、事務局から提案をさせていただきます。

会議録署名人に、三浦孝司委員、黒沼和良委員のお二人にお願いできればと思いますので、ご提案させていただきます。

また、会議書記につきましては、事務局で行いたいと思います。

いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

○事務局（相原課長） ありがとうございます。

それでは、会議録署名人のお二人には、会議録作成後、事務局からご連絡したうえでお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次第の3議事に入ります。

美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることを定めておりますので、高橋会長を議長といたしまして会議を進めたいと思います。高橋会長、よろしく願いいたします。

○議長（高橋文一会長） 皆さん、こんにちは。お忙しい時間にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。寒さも大分増していますので、お体には留意されてください。今日は有意義な会議にしたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事に入らせていただきます。次第のとおり進めていきます。

議事（１）美里町高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画骨子（案）について、事務局、説明よろしくお願ひします。

○事務局（橋崎課長補佐） 長寿支援課の橋崎です。本日はよろしくお願ひいたします。

着座にてご説明させていただきます。

では、最初に、議事の（１）ということで、資料１の美里町高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画骨子（案）をご覧ください。

前回の令和５年度第１回策定委員会におきましては、アンケート調査の結果等のご報告と、課内で話し合った基本理念、目標等についてご説明させていただきました。

本日は、計画案の大前提となる骨子案についてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ページをめくっていただきますと、目次として大きな１番から６番までがあります。

まず、前提として、骨子案について少しだけご説明させていただきますが、骨子とは提案や計画などを構成する重要な部分のことです。また、英語で言いますと、スケルトンとかストーリーラインなどと言われたりもしますが、要するに話の流れのようなものになります。

なお、この骨子案で掲げられたコンセプトにつきましては、計画へと一貫して受け継いでいこうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

１ページになります。

大きな１番目、計画の策定にあたっての（１）計画策定の趣旨になります。

本計画の策定の必要性を計画策定の趣旨で説明させていただいております。前回の策定委員会において、基本理念、目指す町の姿というものをご提示させていただきました。

この策定の趣旨の中ほどになりますけれども、『本町は、美里町で生活する高齢者が、いつまでも自分がしたい「望む生活」を送ることができ、楽しく生活できるように、一人一人が持っている力を発揮しながら、地域とのつながりがあり、支え合い見守り合い、さらに、町、事業者、団体等と住民が目標を共有し、協働できる地域づくりができる町を目指します』としております。

その下の段になりますが、『高齢者がいつまでも地域のなかで「望む生活」を送ることができる町』を基本理念とし、これを達成するために、さらに３つの目標を掲げながら計画を策定していきます。この基本理念の達成を大前提に本計画の策定を行いまして、基本理念を達成したうえで目指す町の姿、これに近づいていけるようにと考えております。

続いて、（２）計画策定の背景です。

計画策定の背景といたしましては、やはり、国の基本指針、法改正がございます。これらを反映いたしまして、今回、計画策定にあたるということになります。

国の基本指針、法改正において明らかになっていない部分はあるのですが、国でも、恐らく11月、12月と確定した内容を示してくると思いますので、その内容を取り入れながら、計画策定を進めていきたいと考えております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

2ページ目は、国の基本指針のポイントになります。

現在、国は基本指針のポイントとして、1番目として介護サービス基盤の計画的な整備、2番目として地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、3番目として地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上を示しております。これらに、例えば地域の実情に応じたサービス基盤の整備等々ぶら下がってはおりますが、まずは、この3つの大きなポイントが国で示してきたものになっております。これらを念頭に置きながら、本計画の策定を進めていきたいと考えております。

続いて、3ページ目の（３）計画の位置づけになります。

本計画と他の計画の関係性がわかる図を記載しております。

関係図を見ると、美里町総合計画・美里町総合戦略が最上位にありまして、その次に、地域福祉計画、これは保健福祉分野の上位計画で、これらがあったうえで本計画がございます。また、本計画については、国の基本指針を反映させながら、みやぎ高齢者元気プラン、宮城県地域医療構想との整合性も図っていくというような位置づけになっております。

続いて、4ページをご覧ください。

4ページは（４）計画期間になります。

令和7年度までの見通しということで、最初に本計画がございますが、ここで団塊の世代が75歳になります。また、令和22年度までの長期展望で見ると、令和22年には団塊ジュニアの世代が65歳になります。本計画については、計画期間は3年間ですが、この先を見据えた中長期的な計画の内容にしていなければならないと考えております。

次に、（５）計画策定の体制になります。

まず、本日、開催しております事業計画策定委員会がございます。そのほか、住民参画、意見反映ということで、本日、骨子案が了承され、次回の策定委員会で計画案が承認を得ましたら、パブリックコメントの実施によって住民の声を聞く機会の確保を図っていきたいと考えて

おります。

続きまして、5ページになります。

大きな2番目、高齢者の現状と将来推計になります。

(1)人口と世帯の状況、(2)要介護・要支援認定者の状況、(3)介護保険サービスの状況、(4)アンケート調査結果の概要ということで、4項目あげさせていただいておりますが、今後、計画でサービスの見込み量等を推計していくなかで、実績の推移を見ながら推計していく必要がございますので、アンケート調査等の結果を踏まえながら分析して、詳しい部分、特に本町の特徴なども記載していきたいと考えております。

続いて、6ページをご覧ください。

6ページが、この骨子案の大きな3番目、目指す町の姿になります。

ここが、この骨子案の中での背骨の部分になるのではないかと考えております。

前回の策定委員会においてご説明させていただきました『高齢者がいつまでも地域のなかで「望む生活」を送ることができる町』というものを本計画の基本理念とさせていただきます。その下に、3つの目標として、目標1「一人一人が元気になる活動の推進」、目標2「みんなで支え合いができる地域づくり」、目標3「自分らしく生活するための権利を守ることの推進」を設定し、目標ごとに基本方針を設けながら事業展開を図っていきたいと考えております。

次に、7ページをご覧ください。(2)基本理念達成のための体系図になります。

前回の策定委員会では、今回の資料で言いますと6ページまでは示させていただきましたが、本日は、この目標の部分に施策の方向性等を記載したものを提案させていただきます。

前回の策定委員会でもお話しさせていただきましたが、基本理念、目標を設定するうえで、第8期計画までの策定作業では行われなかった長寿支援課の職員間での話し合いを行いました。目標一つ一つに施策の方向性、重点施策を設定させていただいておりますが、長寿支援課で協議を重ねた結果、導き出したものになっております。

まず、目標1「一人一人が元気になる活動の推進」です。

この目標1を達成するための施策の方向性は、(1)介護予防や重症化予防の体制づくり、(2)地域での社会参加がしやすい体制づくりです。それぞれの施策の方向性に重点施策を設定しております。

施策の方向性、重点施策を課内で設定していくうえで感じたのは、目標地点に辿り着くため、つまり基本理念を達成するためには、事業の一つ一つに目を向けるだけでなく、専門的な知識を持った職員等、幸いにも美里町地域包括支援センターは直営ですので、包括ケア係であり

包括支援センターの職員でもある専門的な知識を持った職員が、これまでの経験や知識をアウトプットしながら、どのような方法で何を重点的に行うべきなのかということを考えていくことの重要性でした。

施策の方向性（１）では、３つの重点施策を設定させていただき、施策の方向性（２）では、２つの重点施策を設定させていただきました。

次に、目標２「みんなで支え合いができる地域づくり」です。

この目標２を達成するための施策の方向性は、（１）在宅生活の支援体制の充実と（２）支え合いのしくみづくりです。

施策の方向性（１）の重点施策は、訪問型サービスＡの実施、配食サービスの実施回数の拡大、高齢者紙おむつ等支給事業の対象者の拡大の３つです。また、施策の方向性（２）の重点施策としては、４つの項目を設定させていただきました。

目標２では、支え合い、地域づくりというのがポイントになりますので、在宅生活におきましても、十分な支援体制があって在宅生活ができるようになるということで、重点施策もその方向性を持って設定させていただきました。また、支え合いのしくみづくりということで、重点施策として、通いの場を活用した買物支援のしくみづくり、それから、介護サービス事業所と地域住民との交流のしくみづくりということで、今日、三浦施設長にも来ていただいておりますが、今年度も少し話し合いをさせていただきましたが、今後ともそのような形で、介護のサービス事業所と地域住民との交流のしくみづくりというものを作っていければと考えております。

続いて、目標３「自分らしく生活するための権利を守ることの推進」です。

この目標３を達成するための一つの施策の方向性は、（１）権利擁護の相談支援体制の整備になります。重点施策は、中核機関の設置と運営になります。

中核機関というのは、地域の権利擁護支援、成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構造の設計とその実務に向けた進捗管理とコーディネート等を行う司令塔機能、さらに、地域における協議会を運営する事務局機能を持ったこの２つが大きな機能を持ったものになります。これまでは地域包括支援センターが中心となり、高齢者の権利擁護のための支援と相談等を行ってきましたが、今後は、高齢者が必要なときに必要な相談等ができるように、中核機関が全体のコーディネートを行う役割を担えればと考えております。

８ページをご覧ください。施策の方向性（２）認知症の相談支援体制の充実です。重点施策は、認知症ケアパスの改正、認知症地域支援推進員の活動の推進になります。また、施策の方

向性（３）は医療や介護の相談体制の充実で、重点施策は、介護サービス事業所との情報共有の推進、認知症初期集中支援事業の継続実施になります。本計画では、これらを目標、施策の方向性、重点施策として提案させていただき、本日、この骨子案がご了承いただけた際には、今後、これらに合わせて事業内容の精査をしていき、本計画の策定作業を進めていきたいと考えています。

次に、（３）日常生活圏域の考え方についてですが、市町村によっては何々地域、何々地域、何々地域というように、例えば３生活圏域に分かれていると考えたりしますが、本町につきましては、町全体を１圏域として日常生活圏域を設定して、『高齢者がいつまでも地域のなかで「望む生活」を送ることができる町』という基本理念を達成していきたいと考えております。

続いて、大きな４番目、施策の方向性と重点施策についてです。７ページの体系図でご説明させていただきましたとおり、ここで、詳しくそれぞれの重点施策等の内容を記載させていただきたいと考えております。

続いて、９ページの介護サービス事業によるまちづくりをご覧ください。（１）の介護サービス基盤の確保では、介護サービス基盤の確保の在り方について説明します。そのほか、（２）地域包括支援センターの取組から（９）第１号被保険者保険料の算定までありますが、今回の策定委員会において提示させていただく計画案のなかで詳しく説明させていただきます。しかしながら、今回の策定委員会で提示する計画案において示すことができるのは（８）地域支援事業見込額までになると思います。理由につきましては、国が示す保険料の算定方法等が確定されておらず、確定時期がはっきりしておりません。そのため、（９）第１号被保険者保険料につきましては、国の算定方法が確定した後、それを受けて、地域の実情に合わせた算定をしていかなければなりません。

骨子案の最後のページ、１０ページをご覧ください。計画の策定過程と推進体制についてです。（１）計画の策定過程から（３）関係課・関係機関との連携までになります。

（１）計画の策定過程につきましては、課内での意見交換、それから委員の皆様にご審議いただいております策定委員会の内容を記載します。

（２）計画の進行管理についてですが、本計画では、その事業を実施することによってどのような成果があったかを見る「アウトカム指標」を設定する予定ですので、その内容を記載します。成果を見るものとしては、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の回答結果等を活用する予定です。第８期計画までは、事業の開催回数等についてのみの目標設定で、その事業を、例えば５回実施した場合に、５回実施したことによってどのような効果があったかまでを示す

指標というものがございませんでした。本計画では、事業の実施によって発生する効果、成果を表す指標、いわゆるアウトカム指標を用いる予定です。何々を何回実施するというのがアウトプットという指標になりますけれども、その成果として、例えば要介護者が何パーセント減少し、何パーセント減少したことによりどのような効果があったかということまで見るのがアウトカム指標です。さらに、要介護者の減少率を時系列で表したり、さらに、地域間や他市町村との比較を行うことによって、住民主体の介護予防活動の取組状況や生活支援の充実状況の評価に活用することができますので、本計画は、アウトプット、つまり事業を実施した直接の結果だけではなくて、そのアウトプットが生じたことによって周りにもたらす影響や変化等が分かるような指標を用いたいと考えております。具体的な指標については、現在課内で議論中のため、来月の策定委員会で提示する計画案でお示ししたいと考えております。

最後の関係課・関係機関との連携になりますが、計画の推進に当たりましては、庁内の関係課だけではなく、社会福祉協議会、それから介護サービス事業所等とこれまで同様に連携を図りながら、事業を推進していきたいと考えております。その内容についても、次回の策定委員会で提示する計画案で説明いたします。

以上で、議題（１）美里町高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画骨子（案）の説明を終わります。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございます。

今の骨子案についての説明ですけれども、ご質問、ご異議がある方、よろしいですか。骨子案の状態ですが、第８期計画の反省を踏まえながら、第８期計画を土台にして、第９期計画は少し新しい項目も出てきそうなので、我々も期待するだけじゃなくて参加できるように頑張っていきたいと思っておりますけれども、委員の皆さん、ご質問ございませんか。それでは、議案（１）については、承認ということによろしいですね。

（「はい」の声あり。）

それでは、次の議題に入ります。

議題（２）高齢者福祉事業について、事務局、説明よろしくをお願いします。

○事務局（近藤主幹兼長寿支援係長） 長寿支援課、近藤です。

資料２の高齢者福祉事業について説明をさせていただきます。資料２をご覧ください。

着座にて説明をさせていただきます。

美里町は、以前より高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に作成してきました。今回の計画の改定では、町の基本理念の『高齢者がいつまでも地域のなかで「望む生活」を送るこ

とができる町』を達成するために、目標を定め事業を進めていきますが、高齢者福祉事業についても基本理念を達成するために、事業の見直しを図りたいと考えております。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、検討した内容についてご意見をいただければと思います。

資料に沿って説明をさせていただきます。

始めに、1. 高齢者福祉事業が基本理念を達成するために掲げる目標と施策の方向性についてです。

高齢者福祉事業では、これまで様々な事業を実施してきました。高齢者世帯が年々増加していることから、生活上のちょっとした困り事を解決できることで、自立した生活が維持できることが期待できます。

そこで、「目標2 みんなで支え合いができる地域づくり」の施策の方向性を「在宅生活の支援体制の充実」、「支え合いのしくみづくり」として、その中で、高齢者福祉事業において重点的に展開する事業を検討したいと思います。

続いて、2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から把握された内容について説明をさせていただきます。

(1) 敬老式についてです。

ニーズ調査の間10(12)で、敬老式については、参加者数、参加率とも年々減少傾向にありますとともに、前回行ったアンケート調査において、敬老式への参加について、「参加したいと思う」が28パーセントで、「参加したくない」または「どちらともいえない」という回答が56.3パーセントを占めています。また、「式に係る経費は福祉・子育て・教育関係に使ってほしい」との意見もいただいております。

このような状況を踏まえ、「敬老式に対するあなたの考えをお伺いします」の問いに、「敬老式は廃止して、その予算をほかの福祉・子育て・教育関係に使うべき」が37.5パーセントと最も多く、次いで、「地域のほかの行事と合わせて実施するなど、現状に合わせて簡素化すべき」が24.3パーセント、「対象者を限定した行事ではなく、地域ごとに参加できる行事に変更すべき」が11.4パーセントで、「これまでどおりの敬老式を継続すべき」は14.8パーセントという結果にとどまっています。

新型コロナウイルスをはじめとした各種感染症に対するリスク管理の観点からも、高齢者は重症化するリスクが高いため、新型コロナウイルス感染症が流行する前まで実施していた形式での敬老式及び敬老を祝う会は困難であり、調査結果を踏まえ、敬老式及び敬老を祝う会の実

施について、見直しは必要なことと考えております。

続いて、（２）敬老金・特別敬老祝金についてです。

ニーズ調査の問１０（１４）で、人口の高齢化に伴う高齢者福祉の充実・強化だけではなく、障害者福祉や子育て支援の充実などを含めて、町が福祉や教育に必要とする予算が増大しています。こうした状況の中で、「特定の年齢の方を対象とした現金給付である敬老金と特別敬老祝金について、あなたの考えをお伺いします」の問いに、「これまでどおりの内容で、敬老金及び特別敬老祝金を継続すべき」が４３．３パーセントと最も多くなっておりますが、「福祉・子育て・教育関係に予算を充てるため、対象年齢や金額を減額するなど、事業内容を見直すべき」が２５．４パーセント、「福祉・子育て・教育関係に予算を充てるため、敬老金及び特別敬老祝金はいずれも廃止すべき」が１８．９パーセントとなっております。「見直しをするべき」と「廃止するべき」の合計が４４．３パーセントとなっており、「これまでどおりの内容で継続すべき」を僅かながら上回ります。

これらの結果から、「目標２ みんなで支え合いができる地域づくり」を達成するため、事業の充実を図り、敬老金・特別敬老祝金の見直しは必要なことと考えております。

続いて、（３）配食サービスについてです。

問１０（２）で、配食サービスを利用する場合の希望の配達回数を調査しております。

本町は弁当等の配達が可能業者が少なく、食事づくりが困難になると、自立した生活を送ることが難しい地域です。ニーズ調査結果からも、実施回数の増加を希望していることが把握されており、現在行っている配食サービスを重点施策とし、サービスの拡充を図りたいと考えております。

（４）高齢者紙おむつ等支給事業についてです。

高齢者紙おむつ等支給事業については、現在、要介護者を介護する家族の経済的負担を軽減し、在宅介護の継続を支援することを目的として実施しています。介護をする家族を対象としているため、表４の調査結果からも認知度が低い事業となっております。

年々独り暮らし高齢者の方が増加しており、家族に直接介護される環境にない方が増えております。失禁があることにより生じる高齢者の生活上の不安を軽減することにより、活動の制限を緩和し、自立した生活が図られることと考えています。高齢者紙おむつ等支給事業を重点施策とし、サービスの拡充を図りたいと考えております。

３．重点施策についてです。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から、「福祉・子育て・教育関係に予算を充てるた

め、対象年齢や金額を減額するなど、事業内容を見直すべき」や「福祉・子育て・教育関係に予算を充てるため、敬老金及び特別敬老祝金はいずれも廃止すべき」という意見が多く把握されています。敬老式や敬老金等の在り方を見直しながら、基本理念の達成に向け、「目標2 みんなで支え合いができる地域づくり」の施策の方向性「在宅生活の支援体制の充実」の中で、配食サービスや紙おむつ等支給事業の拡大を図りたいと考えております。また、「支え合いのしくみづくり」の中で、買い物支援やボランティア活動の仕組みづくりを検討し、高齢者の生活基盤の整備を図りたいと考えております。

以上、議題（2）高齢者福祉事業についての説明を終わります。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございました。

委員の皆様、ただいまの説明に対して、ご意見等、何かございませんか。

○黒沼委員 よろしいですか。

○議長（高橋文一会長） はい、黒沼委員、どうぞ。

○黒沼委員 アンケート調査で敬老金・特別敬老祝金ですが、他の目的にということで結果がでており、意見が集約されているようです。これらの結果は、もちろん尊重しなくては行けません、やはり、100歳の特別的なものについては、当事者の目標意識とか、家族の思いとか、金額は別にして、そういうことに多少応えるものが残っていてもいいのではないかと思います。

多少ですが、昔に比べ、今は年金が充実されていると思います。なぜなら、我々の両親世代は会社勤めが少なかったために年金も少なかったですけれども、今の高齢者については、昔に比べ会社に勤めていた方が多いため、もらえる年金の水準もある程度上がってきているので、77歳、88歳を対象とする敬老金は、このアンケート調査結果の意見どおりなくなってもいいのかなという感じはします。

それから、配食サービスなどについて、若干かもしれませんが、社会福祉協議会も貢献しているように聞いております。「週2回から3回」が53パーセントという数字で評価されているようですので、この辺は、業者さんは大変だとは思いますが、やはり独り暮らしとか2人暮らしであっても、両方が高齢者夫婦世帯とか、頻繁にサービスを受けるため介護事業所に行くことが困難な方々に手を差し伸べる制度というのは、今後も継続的に進めてもらいたいと思います。今後も期待されていると思いますので、社会福祉協議会と協議をしながら進めていってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋文一会長） 黒沼委員、ありがとうございました。

貴重なご意見をいただいたので、事務局、検討よろしく申し上げます。

○木村委員 よろしいですか。

○議長（高橋文一会長） はい、木村委員、どうぞ。

○木村委員 敬老祝金についてですが、私は、民生委員の活動上、いろいろな高齢者の方と接する機会が多いのですが、この77歳、88歳、こういう区切りの歳になるのを楽しみに待っている方は多いです。もう少しで77歳だから、88歳だから、お祝金をもらえるから楽しみだねという声を今まで結構聞いてきました。商品券でも、現金でも、とにかく何か区切りでそこまで頑張ってきたことに対してお祝いしてもらえるという気持ちが楽しみだと思っただけですね。額とかではなくて。そういうものを少しでも、ちょっと形として残しておいたらいいのではないかというのがあります。

それから、もう1つ、今年、敬老式はなくても敬老祝い品が必ず皆さんに配られますよね。今年も配りましたよね。お薬手帳入れを配ったと思いますが、うちでも95歳のおじいさんが元気でいて、病院に行っていないものですから、お薬手帳を持っていません。それで、お薬手帳入れをもらいましたが使いませんし、大抵の高齢者の方は、既にお薬手帳入れはお持ちだと思っただけなので、今年に関して言えば、皆さん、少しがっかりしていたと思います。せっかくお金をかけて、そういった祝い品を差し上げるのであれば、もう少しニーズを考えていただければと思います。皆さんがおっしゃるには、むしろ食べ物のほうが楽しみだったよね、よかったよねという声を今年も聞きました。どれほどの予算を掛けているのか、私には分かりませんが、その辺の検討をしていただき、子育て、教育はもちろん大事ですが、今まで頑張ってきた高齢者の方々への楽しみをすっかり削ってしまっただけでは、ちょっとなという気持ちが多少ございますので、そこも少し勘案していただきたいと思いました。

以上です。

○議長（高橋文一会長） 木村委員、ありがとうございました。

アンケートに加えて、貴重なご意見をいただきました。万人が納得するということはありませんが、ぜひ、検討をしていただくよう、よろしくお願ひしたいと思っただけです。

ほかにご意見、よろしいですか。

○大友委員 はい。

○議長（高橋文一会長） 大友委員、どうぞ。

○大友委員 今の件に関連しますが、おおよそで良いので、どれぐらいの予算を計上されて、

実際にどうだったか、分かる範囲で構いませんので、参考までに教えていただくことは可能でしょうか。敬老金と特別敬老祝金で、どれぐらいの予算を組んでいるのか、教えていただければと思います。

○事務局（相原課長） はい。

○議長（高橋文一会長） 相原課長、どうぞ。

○事務局（相原課長） 大友委員のご質問にお答えいたします。

敬老金、お祝いの品配布に関する事業につきましては、予算額で873万4,000円となっております。それ以外に、特別敬老祝金、100歳の方へお渡しするという部分の事業につきましては、121万3,200円。それから、敬老式、敬老を祝う会合わせまして、おおよそ800万円ということになります。実際使うかどうかは別として、予算額はそのようになっております。

○大友委員 分かりました。結構です。ありがとうございました。

○議長（高橋文一会長） ほかに、ご意見、ご質問等ございますか。

○吉村委員 よろしいですか。

○議長（高橋文一会長） 吉村委員、どうぞ。

○吉村委員 皆様、お世話さまです。

高齢者福祉事業の話題があったので、少し間口を広げてほしいと言ったら変かもしれませんが、高齢者外出支援事業について、少しお願いしたい点があります。

どうしても、高齢になり、運転免許を返納する高齢者が多くなっています。そうすると、高齢者の方の足が急になくなってしまいます。町民バスを利用すればいいのではと言う人もいますが、そもそも町民バスに乗り降りするのが大変という人も多く、高齢者の方が病院や買い物に行くのも大変になってきているという状況が、美里町だけではなく、他の町でも多く見受けられます。

美里町の場合、高齢者外出支援事業というのは、対象者は歩くことができない方ですね。町内のタクシー会社も、人員がいなくて、タクシーを呼んでも来ないため、病院に行きたくても結局予定どおり受診できなかったという人もいます。そういう状況は、考えていく必要あるのではないかと思います。高齢者の足の確保というところも、町全体として考えていく必要があるのではないかと考えています。

それから、高齢者の福祉事業については、やはり周知が足りていないと思います。私たちケアマネジャーが言わないと気づいていない人が多いので、そういう点を民生委員さんや区長さ

んとかの会議の場とかでも話題提起をしてもらえると、もっともっとこの目標に近づく美里町になるのかなと思っていますので、ご検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（高橋文一会長） 吉村委員、貴重なご意見、ありがとうございました。

○事務局（相原課長） よろしいですか。

○議長（高橋文一会長） はい、相原課長。

○事務局（相原課長） ご意見ありがとうございました。

先ほどの高齢者の方の足、移動手段の確保という点については、私たち担当課としても課題として捉えているところです。ただし、現実的には、やはりタクシーという旅客運送という部分の絡みがありまして、簡単に人を乗せて走るという事業が、今の日本では割と簡単にできない制度になっている中で、何とかできないかというのを、現在、模索しているところです。そのため、必ずしもタクシーとか何か移送という形ではない、別な形での何か事業ができないかというところですか、今度の第9期計画には掲載しておりませんが、その辺も課題にしながら、協議を進めていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございました。

ほかに、よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

議題（3）その他、事務局、ありますか。

○事務局（橋崎課長補佐） 今回は特段ございません。

○議長（高橋文一会長） そうですか。そういうわけで、議題としては以上3つですので、委員の皆様、何か言い残したことはありませんか。よろしいでしょうか。それでは、議事を締め、よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

では、議事はこれで終了となります。ありがとうございました。

○事務局（相原課長） 高橋会長、ありがとうございました。

3の議事は終了しましたが、委員の皆様へ事務局からの確認になりますが、骨子案につきましては、今回ご説明した中身に、次回、もう少し肉づけした内容を計画案として皆さんにお示しするというところでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

ありがとうございます。

では、次第の4その他に入りたいと思います。

事務局より連絡がございます。

○事務局（橋崎課長補佐） その他でございますが、次回の策定委員会の開催予定日をお話ししたいと思っております。

11月22日水曜日、時間は同じく午後2時から、場所も同じくさるびあ館の大広間を予定しております。

内容につきましては、先ほど課長からも話がありまして、本日も承認いただきました骨子案、この骨子に肉づけしたものを事業計画案として委員の皆様にお示ししたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上になります。

○事務局（相原課長） 本日も貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を閉会いたします。委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

署名委員